

受注型企画旅行条件書(国内旅行・海外旅行)

☆お申込の際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

☆この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

<1>受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)フレックスインターナショナル(以下「当社」という)がお客様のご依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行以外(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」という)、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終日程表」という)及び当社の「旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)」によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

<2>旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社は、当社に旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
- (2) (1) の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」という)の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みようとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
- (4) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (5) 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、旅行契約は当該書面を交付した時に成立するものとします。
- (6) 申込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含みます)、取消料、違約料の一部として取扱います。
- (7) 当社は団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が専任した構成者を契約責任者とみなします。

<3>お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、父母又は親権者の方の同意書をご提出いただくか、父母又は親権者の方の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、ご旅行のお申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。
- (3) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (4) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (5) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
- (8) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「[検疫感染症情報ホームページ](http://www.forth.go.jp/)」<http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (9) 渡航先によっては外務省「[海外危険情報](http://www.anzen.mofa.go.jp/)」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省「[外務省海外安全ホームページ](http://www.anzen.mofa.go.jp/)」<http://www.anzen.mofa.go.jp/> でご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に「[海外危険情報](http://www.anzen.mofa.go.jp/)」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「[海外危険情報](http://www.anzen.mofa.go.jp/)」が「[渡航の是非を検討してください](http://www.anzen.mofa.go.jp/)」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金し

ます。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとれると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を申し受けます。

<4>契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下契約書面という)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及び企画書面等、旅行代金の領収書、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。
- (3) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7~10 日目に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たる場合は旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に旅行申込みがなされた場合には旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ手配内容についてご説明いたします。

<5>旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

<6>渡航手続き

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。ただし、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
- (2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

<7>旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

<8>旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第 24 項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第 7 項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

<9>お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として 1,100 円(消費税込)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この

旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

<10>お客様による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様は、いつでも次による取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。)の金額を、第2項(1)の企画書面において証憑書類を添付して明示した時は、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次による取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない当該料金の合計額以内の金額とします。なお、旅行契約の取消日は、お客様が当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申し出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。

イ. 国内旅行にかかる取消料

① ②に掲げる旅行契約以外

| | |
|---|------------|
| (1) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(日帰り旅行は11日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで | 企画料金に相当する額 |
| (2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行は10日目)に当たる日以降7日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| (3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで | 旅行代金の30% |
| (4) 旅行開始日の前日 | 旅行代金の40% |
| (5) 旅行開始日当日 | 旅行代金の50% |
| (6) 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |

② 貸切船舶を利用するコース

当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に記載します。)

ロ. 海外旅行に係る取消料

① 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする旅行契約

(②に掲げる場合を除く)

| | |
|--|------------|
| (1) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る) | 企画料金に相当する額 |
| (2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| (3) 旅行開始日の前々日以降旅行開始日の当日まで | 旅行代金の50% |
| (4) 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |

② 貸切航空機を利用する旅行契約

| | |
|---|------------|
| (1) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日目に当たるまで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る) | 企画料金に相当する額 |
| (2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降31日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| (3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降21日目に当たる日まで | 旅行代金の50% |
| (4) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降4日目に当たる日まで | 旅行代金の80% |
| (5) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |

- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第19項(表)に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 第8項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ニ. 当社が、お客様に対し第4項で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

- (4) お客様の都合で旅行開始日を変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。

<11>お客様による旅行契約の解除・払い戻し(旅行開始後)

- (1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

- (2) お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

<12>当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社はお客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は第10項で定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。

ハ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ニ. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

ホ. お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行ったと認められるとき。

ヘ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。

ト. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- (3) 当社は本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金の全額を払い戻します。

<13>当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1) 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行の継続に耐えられないとき。

ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ハ. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

ニ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻します。

- (3) 本項(1)イ. ニ. により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

<14>旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第8項、第10項、第11項(2)、第12項及び第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

- (2) 本項(1)の規定は第18項または第19項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

<15> 旅程管理と添乗員等

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。

ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- 本項(1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」という)が行います。
- 添乗員の同行しない旅行にあつては、現地における当社(現地係員又は手配代行者を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。
- 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させて頂きます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、ご理解とご高配をお願い申し上げます。

<16> 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあつて、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた傷害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償します。

- お客様が次に例示するような事由により被られた被害に関しましては、当社は原則として本項(1)の責任を負うものではありません。

- 天災地変、戦乱、暴動またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害
 - 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等
- 航空運送約款または航空会社の定めるところにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合に、航空会社及び宿泊機関がその予約を取り消したことについて当社は責任を負いません。

<17> お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

<18> 特別補償

- 当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規定」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次表の通りです。また、携帯品に損害を被ったときは「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金はお客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については10万円を限度とします。なお、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規定」第18条2項に定める品物については補償しません。

| | 国内旅行 | 海外旅行 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 通院見舞金 | 通院日数により1万円～5万円 | 通院日数により2万円～10万円 |
| 入院見舞金 | 入院日数により2万円～20万円 | 入院日数により4万円～40万円 |
| 死亡補償金 | 1,500万円 | 2,500万円 |

- お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領のほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。

- 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

- 本項(1)の傷害・損害については、第16項(1)の規定に基づく責任を負うときは、本項(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。

- 当社が本項(1)による補償金支払義務と第16項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

<19> 旅程保証

- 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更以外で、次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の下欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第16項1の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更であるとき

- 天災地変、戦乱、暴動
- 官公署の命令
- 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ. 第10項から第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更であるとき。

ハ. 第16項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。

ニ. 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- 当社が本項(1)の変更補償金を支払った後に、第16項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 1件あたりの率(%) | |
|---|------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| (1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| (2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| (3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。) | 1.0 | 2.0 |
| (4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| (5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| (6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の経由便又は経由便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| (7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0 | 2.0 |
| (8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |

(注 1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注 2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。

(注 3) 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。

(注 4) 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注 5) 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取扱います。

<20> 通信契約により旅行契約の締結を希望される場合

(1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」という)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由でお受けできない場合もあります。(所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

(2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の受注型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

イ. 通信契約の申込みの際に、会員は申込みしようとする「受注型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

ロ. 通信契約による旅行契約は電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が全会員に到達したときに成立するものとします。

ハ. 通信契約での「カード利用日」は、旅行者又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

<21> ご旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面等に明示します。

<22> オプショナルツアー又は情報提供

(1) 当社は受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプショナルツアー」という)の旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨を企画書面に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。

イ. お申込みは原則として現地となり、お支払いも現地となります。

(一部日本にてお申込み、お支払いのできるものもあります。)

ロ. 契約は現地の法令又は監修に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条は適用されません。

ハ. 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。

ニ. 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。

ホ. 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(2) 当社は、オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第 18 項で規定する損害については、同項の規定に基づき変更補償金又は見舞金を支払います。

(3) 当社は、企画書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツを記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第 18 項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

<23> その他

(1) お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様ご自身の責任でご購入ください。

(2) 旅館・ホテル等でお客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

(3) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその責任は負いかねます。また、目的地における滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

(6) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送日等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送日、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店にお問い合わせください。

<24> 個人情報の取扱いについて

当社は、「個人情報の保護に関する法律」並びに「当社個人情報保護方針」に基づき、お客様の個人情報を以下のように取扱いし、保護に努めております。お客様におかれましては、予めこれらにご同意の上、個人情報をご提供いただけますようお願いいたします。

(1) 個人情報の利用目的

当社は、ご旅行の申込みの際に提出された申込書(又は申込フォーム)に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社らは旅行保険等旅行に必要な商品やキャンペーンのご案内、ご旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。なお、お客様からご提供いただけない個人情報があり、その項目が、お申し込みになる旅行サービスの手配に必要な不可欠なものである場合、当社の商品・サービスをご利用いただけないことがありますのでご了承ください。

(2) 個人情報の第三者への提供

当社は、お申し込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関、手配代行者、保険会社等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号またはメールアドレス、パスポート番号等を電子的方法等で送付することにより提供いたします。なお、お客様からお預かりした個人情報を、法令等により提供が必要な場合を除き、お客様の承諾なしに第三者に提供することはいたしません。

(3) 個人情報に関するお問い合わせ、開示、削除、訂正について

当社が保有するお客様の個人情報についてのお問い合わせ、開示、削除もしくは消去、内容の訂正、その利用の停止または第三者への提供の停止をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、当社お問い合わせ窓口までお申し出ください。法令及び当社規定に従い、合理的な期間内にご要望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に応じられない場合は、その理由をご説明します。

■個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先

株式会社フレックスインターナショナル 住所:東京都新宿区高田馬場 3-35-2 AD 高田馬場ビル 4 階

電話:03-5330-0128 受付時間:09:30~18:00(平日) 09:30~17:45(土曜日)(日・祝日、年末年始は休業)

(4) 改正について

当社は、お客様の個人情報保護の徹底を図るため、又は法令その他の規範の変更に対応するために、個人情報保護基本方針を改正することがございます。

令和二年七月一日改定